

資料 2

(仮称) 加茂市認知症の方の尊厳を保ちながら幸せに暮らしていける地域の実現を目指す条例 (案)

市の高齢化率は現在、39%を超え、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症と推計されています。今後さらに上昇を続け、2040年には高齢化率は45%と、全国平均の35%を大きく上回り、認知症の人の数も65歳以上の高齢者の約4人に1人と推計されます。もはや認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気となっています。

市は2021年におよそ四半世紀ぶりに総合計画を策定し、「笑顔あふれるまち加茂」の将来像を定め、高齢福祉分野において、「住み慣れた地域で、支えあい安心して暮らせるまち」を目指し、取り組みを進めています。

市では約20年後には、人口減少、超高齢社会が進行し、担い手とされる生産年齢人口が、高齢者人口を下回ることが分かっています。

総合計画にある「住み慣れた地域で、支えあい安心して暮らせるまち」の実現には、認知症を「自分事」とし、「何も分からなくなった人」という偏見を持たず、一人ひとりが認知症と向き合い、予防と備えを行うことが重要です。

認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人もそうでない人も誰もが尊厳を保ち、ともに支えあい、「担い手」「受け手」という関係を越えた共生のまちを実現することができるようこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、認知症の人もそうでない人もともに支えあい、誰もが尊厳を保ちながら安心して健やかに暮らせるまちを目指し、基本理念を定め、それぞれの役割を明らかにするとともに、認知症施策の基本となる事項を示し、総合的かつ計画的に推進し「笑顔あふれるまち 加茂」の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 家族等 認知症の人の親族その他日常生活において密接な関係を有する人をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び市内において働き、学び、又は活動

する個人又は団体をいう。

- (4) 関係機関 市内において認知症の人に対して医療、介護又は福祉サービスを提供する事業者をいう。
- (5) 事業者 市内において事業を行う企業その他の団体または個人をいう。
- (6) 認知症の予防と備え 認知症の予防とは、認知症が生じないように注意し、なることを遅らせ、なっても進行を緩やかにする認知症予防に資する活動をいう。認知症の備えとは、認知症になったとしても安心して暮らすことができるための準備・用意する対策をいう。

(基本理念)

第3条 「笑顔あふれるまち 加茂」の実現のため、認知症施策は、次に掲げる基本理念に基づき、推進するものとする。

- (1) 認知症の人もそうでない人も誰もが積極的に意見を発し、尊厳を保ち、安心して健やかに暮らし続けること。
- (2) 認知症を他人事とせず自分事として向き合い、将来を見据え理解を深め、予防と備えをすること。
- (3) 全ての市民、関係機関及び事業者は相互に連携し、ともに支えあうまちを目指すこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、認知症の人及びその家族等（以下、「認知症の人等」という。）が必要としていることを把握するとともに市民、関係機関及び事業者と連携し、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するにあたり、認知症の人等が参画し、常に認知症の人等の視点を重視し、意向を尊重しながら必要な配慮を行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、誰もが関わる可能性のある認知症を自分事として向き合い、認知症の人等への支援及びに自身の将来の予防と備えとして、認知症に関する正しい知識の習得と理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 市民は、認知症の人等が安心して健やかに暮らし続けることができるまちづくりを進めるため、認知症の人等も地域の一員として、全ての市民が交流や見守り等、市民相互の支えあい活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 市民は、認知症への予防と備えに努めるとともに、市、関係機関及び事業者が実施する、認知症施策及び取り組みに協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第6条 関係機関は、認知症に関する専門知識及び技能の向上を図り認知症の人等の気持ちを受け止め、良質で適切なサービスを提供するよう努めるものとする。

2 関係機関は、認知症の人の状態に応じ、それぞれの関係機関が相互に連携しあい、適切な支援を切れ目なく行うよう努めるものとする。

3 関係機関は、市と連携し認知症施策及び取り組みに積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、認知症の人等が利用しやすいサービスを提供できるよう、認知症に関する理解を深め、従業員等に対し必要な認知症に関する正しい知識の習得と理解を深める機会を設け、認知症の人等に適切な配慮を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、認知症の人等の、個々の特性や生活状況に応じた働きやすい環境で、雇用及び就労の継続に配慮するよう努めるものとする。

3 事業者は、市や関係機関が実施する認知症施策及び取り組みに協力するよう努めるものとする。

(認知症の予防と備え)

第8条 市は、認知症の予防に資すると考えられる活動の推進と、備えにつながる知識や情報等を得ることができるよう、普及・啓発を行うものとする。

2 市は認知症の早期発見及びその後の容態に応じた適切な支援の実施に向け、相談及び連携の体制づくりを図るものとする。

(知識の普及及び人材育成)

第9条 市は、認知症の人等が自分の思いを発信できるよう支援し、それを踏まえ、市民、関係機関及び事業者が、認知症に対する正しい知識を持ち、理解を深めることができるよう体制整備を図るものとする。

2 市は、学校教育の場において児童、生徒等が認知症を身近なものとして捉えることができるよう、教育機関と連携し、認知症の人や高齢者に関する理解を深めるための教育、交流活動等を推進するものとする。

3 市は、市民が正しい知識を持って認知症の人等を支えるため、職域や地域等において認知症サポーターの養成やボランティア活動を積極的に推進するものとする。

4 市は関係機関と連携し、医療及び介護に従事する者が、認知症の人等を支援するために必要な知識及び技能の向上を図るものとする。

(地域づくり及び社会参加の推進)

第10条 市は、認知症高齢者をはじめとする高齢者や若年性認知症の人も、地域の一員として役割及び生きがいを持って、その能力を最大限に活かせるような活動や交流を続けることができるよう交通手段の確保等の環境の整備を図るとともに、地域における活動に支援を行うものとする。

2 市は認知症の方の外出時の安全確保と、行方不明となる恐れのある認知症の人を早期に発見及び保護するため、認知症サポーターをはじめとする市民、関係機関及び事業者と連携し、地域における見守り体制の整備、その他必要な支援を行うものとする。

3 市は、雇用及び就労の継続を希望する高齢者や認知症の人等のために、必要な支援及び社会保障制度が確実に提供されるよう、事業者や関係機関等と連携し取り組むものとする。

(権利擁護)

第11条 市は、認知症の人の権利擁護の推進を図るため、弁護士等や関係機関と連携し必要な施策を行うものとする。

2 市は認知症の人の判断能力に配慮した意思決定支援が適切に行われるよう、意思決定支援に関する指針の普及・啓発を行うものとする。

3 市は、認知症の人が、基本的人権を有する個人としての尊厳を維持し尊厳を維持するためにふさわしい日常生活を送ることができるよう、市民へ成年後見制度をはじめとする支援制度が適切に利用できるよう幅広く普及・啓発を行うものとする。

4 市は、認知症の人に対する虐待を早期に発見できる体制整備を図り、虐待を防止し、その養護者（ここでは認知症の人を現に養護するものであって施設従事者等以外の養護者をいう。）等に対する支援を推進するものとする。

(認知症施策検討委員会)

第12条 市長は、認知症施策を推進し、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、加茂市認知症施策検討委員会を置く。

(財政上の措置)

第13条 市は認知症施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。